

第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨

玉村町では、人権が尊重される地域社会の実現を目指して、平成24年（2012年）に「人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」を策定し、様々な機会を捉えて人権教育・啓発を推進するとともに、女性や子どもたち、高齢者、障がいのある人たち、部落差別（同和問題）をはじめとした様々な人権に関する課題に取り組んできました。こうした取り組みにより、人権に対する正しい理解と認識は深まってきたものと思われませんが、計画の策定から約10年が経過し、社会環境の変化などを背景に新たな課題も生じるなど、人権を取り巻く環境は大きく変化しています。そこで、新たな課題に対応した人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、計画の見直しを行い、「第2次人権教育・啓発の推進に関する玉村町基本計画」を策定しました。

2. 目 標

人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、住民が一人ひとりの人権を尊重する考えを持ち、行動をとることができる社会の実現を目指します。

3. 計画の性格

この計画は、本町が実施する人権教育・啓発の推進及び町行政全般における人権尊重への配慮に対する基本方針を明らかにするとともに、今後の施策の方向性を示すものです。

また、関係機関・団体、企業をはじめ広く住民に、人権教育・啓発の必要性を理解していただき、人権意識をより高めるとともに行動の実践を促すものです。

4. 推進期間

推進期間は特に設けておりませんが、社会情勢等の変化を踏まえて、随時、見直しを図りながら推進していきます。



5. 推進体制

- (1) 国・県・他市町村、関係機関・団体、企業、ボランティア等の各種住民団体と緊密な連携・相互協力を図りながら、総合的にこの計画を推進します。
- (2) 学校や家庭、地域において、人権教育・啓発を進める住民団体の活動に対し、積極的に協力・支援を行います。
- (3) 計画の推進については、幅広く住民の意見等を取り入れ、効果的に推進できるように努めます。
- (4) 本町が実施する諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。



玉村町民憲章

(昭和52年6月15日制定)

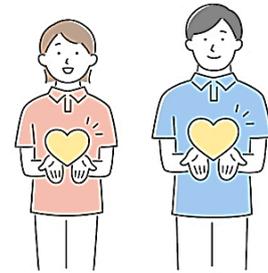
- 1 健康なからだと健全な心で、明るい町をつくりましょう。
- 1 教養を深め、伝統を尊び、文化の香り高い町をつくりましょう。
- 1 あたたかい愛情と協力によって、幸せな町をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、緑美しい町をつくりましょう。
- 1 働くことに喜びと誇りをもち、豊かな町をつくりましょう。

6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までに世界中にある環境や差別、貧困、人権問題を世界のみんなで解決していこうという世界共通の目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、17の目標と169のターゲットから構成されています。

SDGsは人権尊重の理念が基礎となっており、本町においても、SDGsの観点を踏まえながら、住民一人ひとりが安心して暮らすことができる持続可能な町づくりを実現していきたいと考えております。

本計画でも第2章で示す重要課題について、SDGsの各目標と関連付け、取り組みを推進していきます。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

